

### 1. 条例の概要について

- 目的：土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資すること。
- 背景：○土砂埋立て等の行為に対して、安全確保のための府域統一的な規制制度がない状況で、**H26年2月**、豊能町木代の残土処分場において土砂の崩落事故が発生。  
○再発防止策が必要であったことから、**H26年6月**に府環境審議会に諮問、同年**9月**答申、同年**12月**に制定し、**H27年7月**から施行。

- 主な規制内容
  - 3,000㎡**以上の土砂埋立て等には許可必要。許可申請前に周辺住民への説明会開催とその報告を義務化。
  - 許可を受けた者は、災害防止と生活環境保全のための措置を実施。違反時は是正命令や許可取消し。
  - 3,000㎡**以上の埋立て等で、搬入継続により人の生命等を侵すおそれがある場合、搬入禁止区域として指定。
  - 条例の規定に違反した場合、罰則（最高：**2年**以下の懲役又は**100万円**以下の罰金）が適用。

### 2. 施行状況について

#### (1) 許可等の状況 (H28.12月末)

○許可案件：4件 (条例施行 (H27.7.1) ~H28.12月末)

	市町村	面積 (㎡)	許可期間	稼働状況 (H28.12末)
1	富田林市	4,324	H28.4.28~H28.7.6	終了
2	豊能町	38,059	H28.1.1~H28.6.30	終了
3	河南町	120,840	H28.1.1~H30.12.31	稼働中
4	富田林市	59,231	H28.6.16~H31.6.15	未稼働

- 稼働中の経過措置案件 (条例施行時に特定法令許可有)：9件
- 審査・事前協議案件：3件
- 事前相談案件：7件

#### (2) 不適正事案について

##### ①岸和田市河合町 土砂の無許可仮置き

- ・**H28.5月** 土砂の無許可仮置き事案 (約**3,400㎡**) 発生。【無許可行為】  
⇒即時の指導により、搬入を停止させる。  
その後、全量撤去を勧告・命令するも不履行。
- ・過去に崩落があった場所に仮置きしているため、府民の安全を最優先し、梅雨期までに、次の (i) (ii) を代執行により実施し、安全な状態へ。  
□ 2月中旬～ (i) 地盤調査  
□ 4月中旬～ (ii) 安全レベルまで撤去の工事等  
(ただし、(ii) の工事開始まで、行為者への撤去指導は継続。)
- ・費用 ( (i) 地盤調査の結果、地盤が不安定で全量撤去する場合)：約**4.9億**円  
⇒2月議会に予算案として提案予定 (予算要求中)。全額、行為者に請求。

##### ②河内長野市日野 土砂の無許可埋立て・石川への流入

- ・**H28.9月** 8月から搬入されていた土砂の一部が流出。石川に流入、白濁。
- ・**H28.10月** 急斜面への流出部を含め約**5,500㎡**と確認。【無許可行為】
- ・**H29.1月** 石川への流入土砂の搬出完了。今後は斜面部分の撤去等を指導。

##### ③豊能町木代 土砂の無許可埋立て・搬入

- ・**H25.4月** 違法開発に対して森林法により中止命令。土砂搬入は停止。
- ・**H26.8月** 森林法により復旧命令。
- ・**H28.10月** 森林法区域外へ土砂搬入を確認。即時停止を勧告。【無許可行為】
- ・**H28.12月** 搬入継続。**6.7ha**を土砂搬入禁止区域に指定 (～**H29.6.14**)。
- ・今後も、新たな土砂の搬入阻止と森林法復旧命令の履行等を強く指導。

### 3. 推進体制・活動実績について

#### (1) 推進体制

##### ■土砂埋立て等規制連絡協議会

- 監視指導体制を整備し、不適正な埋立て等の未然防止を図るため、**H27年5月**に設置。  
【メンバー】担当副知事、環農部長、都整部長、住まち部長、市長会・町村長会代表、府警本部課長 (オブザーバー) 等
- ブロック連絡協議会：上記協議会の下に、府域を4ブロックに分け、市町村も含めた地域ごとの監視活動を円滑に行うために設置。  
【メンバー】ブロック内市町村担当課長、各農線事務所長、各土木事務所長、本庁関係課長、府警本部 (オブザーバー) 等

#### (2) 活動実績

##### ■活動実績 (H27.4.1~H28.12月末)

- 土砂埋立て等規制連絡協議会・幹事会：5回
- 各ブロック連絡協議会：12回
- ・不適正事案や行政対応 (効果的な指導方法等) について情報交換を実施。
- 各ブロック合同パトロール：12回
- ・梅雨期前、台風期前を中心に実施。
- ・その他にも、適宜連携した監視・指導を実施。

#### ■市町村条例の制定状況

##### 【府条例制定前】

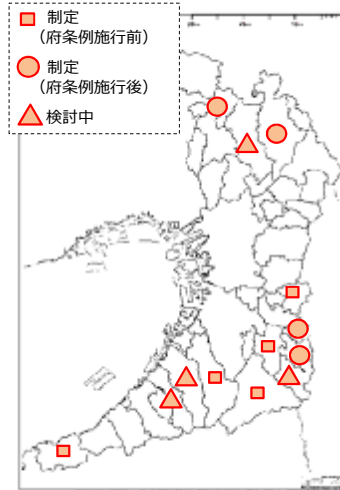
- 制定：5市町  
柏原、河内長野、岬、和泉、富田林

##### 【府条例制定後】

- 制定：4市町  
豊能、高槻、河南、太子
- 検討中：4市村  
千早赤阪、茨木、岸和田、貝塚

⇒府からの働きかけ後、**8市町村**が制定・検討。

さらに条例制定の働きかけを強化！



### 4. 今後の対策について

#### (1) 現状と課題

##### ■現状

- 条例の規定に基づく勧告、命令等により行為拡大は防止。
- ただし、不適正事案の是正に効果的な、早期発見、小規模段階での指導、発生者責任の明確化等に関して課題あり。

##### ■課題

##### ①小規模事案 (3,000㎡未満) への規制

- ・**3,000㎡**未満の土砂埋立て等を規制する条例を制定している市町村は9市町。制定を検討している市町村は4市村。(H28.12月末)
- ・山間部を有する市町でも、条例化を検討していない市町は存在。

##### ②早期発見の仕組みの強化

- ・不適正事案は山間部で散発的に行われるケースが多い。
- ・悪質な事例では、短期間に大量の土砂を運び込むケースもある。

##### ③発生者責任の明確化・厳罰化等に関する国家要望の強化

- ・府県境を越えて移動する土砂の流れを府県単独で把握するのは困難。
- ・地方自治法で規定されている条例の罰則上限では抑止力不足。
- ・建設発生土の適正処理に関する法律 (発生者責任の明確化、厳罰化等) の制定について、従前から3部局 (環農、都整、住まち) 合同で国家要望しているが、国において法制化の具体的な動きはない。

#### (2) 対策について

##### ■対策

##### ①市町村への条例制定の働きかけ、条例制定・運用への支援

- ・市町村への条例制定の働きかけを強化。  
⇒ **1/31**に市町村説明会を実施。
- ・条例制定・検討市町村と、条例の解釈・運用について情報共有・支援するための場を設置。  
⇒ 2月中旬～

##### ②早期発見のための新たな取組み

- ・「土砂埋立て等規制連絡協議会」において、早期発見のための新たな取組みを検討中。

##### ③建設発生土の適正処理に関する法律制定の国家要望の強化

- ・近隣府県、及び同様の要望を行っている神奈川県、埼玉県、茨城県に、共同での国家要望を働きかけ。  
⇒ 2月中旬に、近畿地方整備局とも意見交換予定。